



栃木県公報

平成20年
12月26日(金)
号外
第135号

目次

規則

保健師助産師看護師法施行細則の一部改正	1
食品衛生法施行細則の一部改正	5

規則

栃木県規則第六十四号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十年栃木県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とする。

第三条中「書類（」の下に「准看護師再教育研修に係るもの並びに」を加え、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請）

第三条 法第十五条の二第四項の規定による登録を受けようとする者は、准看護師再教育研修修了登録申請書（別記様式第七号）に准看護師再教育研修を修了したことを証する書類及び准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

（准看護師再教育研修修了登録証の書換交付）

第四条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者（以下「准看護師再教育研修修了登録者」という。）は、准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書（別記様式第八号）に准看護師再教育研修修了登録証及び准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

（准看護師再教育研修修了登録証の再交付）

第五条 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証を亡失し、又は損傷したときは、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書（別記様式第九号）に准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 准看護師再教育研修修了登録証を損傷した准看護師再教育研修修了登録者が第一項の申請をする場合には、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書にその准看護師再教育研修修了登録証を添えなければならない。

4 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、亡失した准看護師再教育研修修了登録証を発見したときは、准看護師再教育研修修了登録証返納書（別記様式第十号）により、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

別記様式第六号の次に次の四様式を加える。

別記様式第7号 (第3条関係)

※登録番号									※欄は記入しないで ください。
※登録年月日				年			月		日

収 入 証 紙 欄

准看護師再教育研修修了登録申請書

登録番号	第						号		
登録年月日				年			月		日

1 准看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日					修了年月日									
		年		月			日			年		月		日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。

年 月 日

住所	都道	市	町	番地
	府県	区	村	号

氏名	カ	氏	名
	ナ		
名字	漢		
	字		

性男	※		印
別女	コード		

生年月日			年		月		日	本籍	都道	※本籍
								(国籍)	府県	コード

電話	勤務先	()	自宅	()
----	-----	-----	----	-----

栃木県知事 様

別記様式第8号 (第4条関係)

※登録番号					※欄は記入しないで ください。		
※書換交付 年月日			年		月		日

収入証紙欄

准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

登録番号	第		号				
登録年月日			年		月		日
再教育研修 修了登録年月日			年		月		日

変更を生じた事項

変更前	本籍 (国籍)					フリガナ				性別	男
	生年月日			年		月		日	氏名		

変更後 (第1回)	変更の理由					※コード		本籍 (国籍)	都道府県	※コード		性別	男
	カナ	氏名											
	氏名												
	生年月日			年		月		日	※変更順位				

変更後 (第2回)	変更の理由					※コード		本籍 (国籍)	都道府県	※コード		性別	男
	カナ	氏名											
	氏名												
	生年月日			年		月		日	※変更順位				

上記のとおり准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたので、関係書類を添えて准看護師再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

年 月 日

住所	都道	市	町	番地	
	府県	区	村	号	
氏名				印	(本人署名の場合は押印省略可)
電話	()				

栃木県知事 様

別記様式第9号 (第5条関係)

※登録番号	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>						※欄は記入しないで ください。																
※再交付 年月日	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年</td><td> </td><td> </td><td>月</td><td> </td><td> </td><td>日</td> </tr> </table>															年			月			日	
				年			月			日													

収 入 証 紙 欄

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

登録番号	第									号
登録年月日										
再教育研修 修了登録年月日										

本 籍	都道 府県									
フリガナ										
氏 名										
生年月日										

上記の准看護師再教育研修修了登録証を（亡失・損傷）しましたので、関係書類を添えて准看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

年 月 日

住所	都道	市	町	番地		
	府県	区	村	号		
氏名				印		(本人署名の場合は押印省略可)
電話	()			※理由コード		

栃木県知事 様

別記様式第10号 (第5条関係)

准看護師再教育研修修了登録証返納書

- 1 登録番号
- 2 准看護師再教育研修修了登録証を発見した年月日

上記のとおり、亡失した准看護師再教育研修修了登録証を発見したので、亡失に係る准看護師再教育研修修了登録証を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名 ㊞
(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県規則第六十五号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福田 富一

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条から第十条までを削り、第十一条を第四条とし、第十二条を第五条とし、第十三条及び第十四条を削り、第十五条を第六条とし、第十五条の二を第七条とし、第十六条を第八条とし、第十七条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(製造業及び加工業の届出)

第十条 条例第四条第一項の規定による届出は、別記様式第十号により行うものとする。

2 条例第四条第二項(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十一号により行うものとする。

3 条例第四条第三項前段(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二号により行うものとする。

4 条例第四条第三項後段(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十三号により行うものとする。

(給食施設の届出)

第十一条 条例第五条第一項の規定による届出は、別記様式第十四号により行うものとする。

2 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十条第一項の特定給食施設に該当する場合

二 健康増進法第十八条第一項第二号に規定する指導及び助言により、条例第五条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を届け出た場合

三 当該給食施設における給食数が、一回二十食未満であり、かつ、一日五十食未満である場合

第十八条を第十二条とする。

第十九条中「別記様式第十号」を「別記様式第十五号」に改め、同条を第十二条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「(第11条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

別記様式第三号中「(第12条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

別記様式第四号中「(第15条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「(第15条の2関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別記様式第七号中「(第16条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

別記様式第八号中「(第17条関係)」を「(第9条関係)」とし、「廃(休)業届」を「廃業(休業)届」に、「廃(休)業した」を「廃業(休業)した」にし、「第17条第1項」を「第9条第1項」に

5		を
---	--	---

5		に
廃業(休業)年月日		

改める。

別記様式第九号中「(第17条関係)」を「(第9条関係)」とし、「第17条第3項」を「第9条第3項」に改める。

別記様式第十号中「(第19条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第19条の」を「第13条の」に改め、同様式を別記様式第十五号とし、別記様式第九号の次に次の五様式を加える。

別記様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
生年月日

食 品 等 の 製 造 業 及 び 加 工 業 の 開 始 届

食品衛生法施行条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

営 業 所 の 所 在 地	
営業所の名称、屋号又は商号	
取り扱う主な食品又は添加物の名称	
営 業 を 開 始 し た 日	

別記様式第11号（第10条関係）

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地 ）
 氏名（ 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ）
 生年月日

食品等の製造業及び加工業（給食施設）の届出事項変更届

次のとおり変更したので、食品衛生法施行条例第4条第2項（第5条第2項において準用する同条例第4条第2項）の規定により届け出ます。

営業所（給食施設）の所在地		
営業所の名称、屋号又は商号 （ 給 食 施 設 の 名 称 ）		
変 更 年 月 日		
変更の内容	変更した事項	
	変 更 前	
	変 更 後	

別記様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)
生年月日

食品等の製造業及び加工業 (給食施設の食品供与) の廃止 (休止) 届

次のとおり営業 (食品の供与) を廃止 (休止) したので、食品衛生法施行条例第4条第3項 (第5条第2項において準用する同条例第4条第3項) の規定により届け出ます。

営業所 (給食施設) の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号 (給 食 施 設 の 名 称)	
廃 止 (休 止) 年 月 日	
廃 止 (休 止) の 理 由	

別記様式第13号（第10条関係）

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所（ 法人にあつては、主
 たる事務所の所在地 ）
 氏名（ 法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名 ）
 生年月日

食品等の製造業及び加工業（給食施設の食品供与）の再開届

次のとおり営業（食品の供与）を再開したので、食品衛生法施行条例第4条第3項（第5条第2項において準用する同条例第4条第3項）の規定により届け出ます。

営業所（給食施設）の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号 （ 給 食 施 設 の 名 称 ）	
休 止 届 出 年 月 日	
再 開 年 月 日	

別記様式第14号 (第11条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
生年月日

給 食 施 設 の 食 品 供 与 開 始 届

次の給食施設において食品の供与を開始したので、食品衛生法施行条例第5条第1項の規定により届け出ます。

給 食 施 設 の 所 在 地	
給 食 施 設 の 名 称	
給 食 施 設 の 種 類	1 学校 2 病院 (病床数 床) 3 介護老人保健施設 (入所定員 人) 4 老人保健施設 (入所定員 人) 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄宿舍 9 事業所 10 一般給食センター 11 その他 ()
食 品 の 供 与 を 開 始 し た 日	
給 食 数 (1 日 当 た り)	朝 食 食 昼 食 食 夕 食 食 その他 食 計 食

注 記

この届出は、平成二十一年一月五日から施行する。

(封 筒 用)